

第 22 号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則及び京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 8 月 23 日

教育長 橋本 幸三

提案の理由

京都府立高等学校等設置条例の一部を改正する条例が令和 3 年 9 月 1 日から施行され、京都府立井手やまぶき支援学校が設置されることに伴い、関係する規則について所要の改正を行うものである。

京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 〇 号

京 都 府 立 学 校 の 分 校 、 課 程 、 学 科 等 設
置 規 則 及 び 京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に
関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則

(京 都 府 立 学 校 の 分 校 、 課 程 、 学 科 等 設 置 規
則 の 一 部 改 正)

第 1 条 京 都 府 立 学 校 の 分 校 、 課 程 、 学 科 等
設 置 規 則 (昭 和 39年 京 都 府 教 育 委 員 会 規 則
第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する 。

第 2 条 の 表 京 都 府 立 八 幡 支 援 学 校 の 項 の
次 に 次 の よう に 加 え る 。

京 都 府 立 井 手 や ま ぶ き 支 援 学 校			小 学 部	
			中 学 部	
			高 等 部	普 通 科

(京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 する 規 則 の 一
部 改 正)

第 2 条 京 都 府 立 学 校 の 管 理 運 営 に 関 す る 規
則 （ 昭 和 6 2 年 京 都 府 教 育 委 員 会 規 則 第 8 号
） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 2 項 の 表 京 都 府 立 八 幡 支 援 学 校
の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

京 都 府 立 井 手 や ま ぶ き 支 援 学 校	知 的 障 害 者 に 対 す る 教 育
	肢 体 不 自 由 者 に 対 す る 教 育

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 3 年 9 月 1 日 か ら 施 行 す
る 。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）新旧対照表（第1条関係）

現 行					改 正 案					備 考
第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。					第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。					
学校名	分校		部及び科	学科	学校名	分校		部及び科	学科	
	名称	位置			名称	位置				
		(略)					(略)			
京都府立八幡支援学校			小学部		京都府立八幡支援学校			小学部		
			中学部					中学部		
			高等部					高等部	普通科 福祉総合科	
(新 設)					京都府立井手やまぶき支援学校			小学部		
								中学部		
								高等部	普通科	
							(略)		普通科	

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考																				
(分校、課程、学科等) 第2条 (略) 2 学校教育法第72条に規定する者に対する教育のうち、特別支援学校が行うものは次の表のとおりとする。	(分校、課程、学科等) 第2条 (略) 2 学校教育法第72条に規定する者に対する教育のうち、特別支援学校が行うものは次の表のとおりとする。	府立井手やまぶき支援学校の新設に伴い、所要の改正を行う。																				
<table><tr><td>学校名</td><td>主として行う教育</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>京都府立八幡支援学校</td><td>知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育</td></tr><tr><td>(新 設)</td><td>知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	学校名	主として行う教育		(略)	京都府立八幡支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育	(新 設)	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育		(略)	<table><tr><td>学校名</td><td>主として行う教育</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td>京都府立八幡支援学校</td><td>知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育</td></tr><tr><td>京都府立井手やまぶき支援学校</td><td>知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	学校名	主として行う教育		(略)	京都府立八幡支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育	京都府立井手やまぶき支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育		(略)	
学校名	主として行う教育																					
	(略)																					
京都府立八幡支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育																					
(新 設)	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育																					
	(略)																					
学校名	主として行う教育																					
	(略)																					
京都府立八幡支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育																					
京都府立井手やまぶき支援学校	知的障害者に対する教育 肢体不自由者に対する教育																					
	(略)																					